主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人伊藤仁の上告理由について。

原判決挙示の証拠による原審の所論事実の認定は、これを是認し得る。而して裁判所が、証拠により事実を認定するに至つた所論の如き経路までも、これを説明することを要するものではないから、原審がその説明をして居らないからといつて、これを違法となし得ないのみならず、その他原審に所論の違法あることを見出されないのであつて、論旨は要するに、原審の適法なる証拠の取捨判断、事実認定に対する単なる非難であるに帰する。

論旨はこれを採用し得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	_
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	高	橋		潔